

平成19年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成19年 2月22日 午前10:00

○散 会 午後 4:28

○出席議員（22名）

1番 千 田 正 英	2番 戸 田 俊 樹	3番 児 玉 春 雄
4番 成 田 進	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
7番 佐 藤 恵佐雄	8番 小 林 悟	9番 佐 藤 義 久
10番 赤 平 末次郎	11番 藤 原 典 男	12番 佐 藤 幸 孝
13番 佐 藤 昇	14番 伊 藤 博	15番 伊 藤 栄 悦
16番 菅 原 久 和	17番 中 川 光 博	18番 村 井 政 克
19番 大 谷 貞 廣	20番 西 村 武	21番 堀 井 克 見
22番 藤 原 幸 作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	助 役 鐙 利 行
教 育 長 小 林 洋	総 務 部 長 大 越 宏
産業建設部長 伊 藤 賢 志	市民生活部長 菅 生 一 也
福祉保健部長 門 間 鋼 悦	教 育 次 長 山 平 東
総 務 課 長 鈴 木 公 悦	総合政策課長 鈴 木 司
財 政 課 長 澤 井 昭	税 務 課 長 伊 藤 正
産 業 課 長 山 口 義 光	建 設 課 長 鈴 木 利 美
都市整備課長 鎌 田 洋 一	会 計 課 長 櫻 庭 新 悦
収 納 課 長 中 泉作右衛門	追分出張所長 櫻 庭 久 俊
財政課長待遇 三 浦 喜 博	下 水 道 課 長 藤 原 貞 雄
水 道 課 長 小 林 健 一	総務学事課長 佐 藤 磐
市民課長兼飯田川庁舎 総合窓口センター長 宮 田 隆 悦	社会福祉課長 児 玉 俊 幸
農業委員会事務局長 鈴 木 久 雄	幼 児 教 育 課 長 田 仲 茂 隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川 上 秀佐男
生涯学習課長	丸 谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅 原 徳 志	高齢福祉課長	門 間 裕 一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木 博 信	天王庁舎総合窓口センター長	伊 藤 清 孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊 藤 正 吉
--------	---------	-----------	---------

平成19年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成19年2月22日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会報告
- 日程第 5 行政報告（市長施政方針説明）
- 日程第 6 議案第 2号 潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例（案）について
- 日程第 7 議案第 3号 潟上市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する
条例（案）について
- 日程第 8 議案第 4号 潟上市職員定数条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 5号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例（案）について
- 日程第10 議案第 6号 潟上市特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
（案）について
- 日程第11 議案第 7号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
（案）について
- 日程第12 議案第 8号 潟上市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条
例（案）について
- 日程第13 議案第 9号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第10号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
増加及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更につい
て
- 日程第15 議案第11号 男鹿地区消防一部事務組合同約の一部を変更する規約の協
議について
- 日程第16 議案第12号 男鹿地区衛生処理一部事務組合同約の一部を変更する規約
の協議について

- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 平成 1 8 年度潟上市一般会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 平成 1 8 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 1 8 年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 1 8 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 1 8 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 1 8 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 1 8 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 1 8 年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について

- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 1 9 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 1 9 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 1 9 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 1 9 年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 1 9 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第 4 5 発議第 1 号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 6 発議第 2 号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について
- 日程第 4 7 発議第 3 号 潟上市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）について
- 日程第 4 8 発議第 4 号 潟上市議会事務局処務規程の一部を改正する規程（案）について
- 日程第 4 9 請願第 1 号 日豪 E P A 交渉に関する請願書
- 日程第 5 0 陳情第 1 号 野村船着場に関する陳情書

- 日程第 5 1 陳情第 2 号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情
- 日程第 5 2 陳情第 3 号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情
- 日程第 5 3 陳情第 4 号 労働法制の改善を求める陳情
- 日程第 5 4 陳情第 5 号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において14番伊藤博議員および15番伊藤栄悦議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。議会運営委員会において、本定例会の会期は去る2月20日議会運営委員会において審査の結果、本日22日から3月7日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月7日までの14日間と決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略致します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。5番。

【議会運営委員長の報告】

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、1月31日、2月15日に委員、正副議長、2月20日に委員、正副議長、当局からの説明員として助役、総務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営について、ご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第2号は文教常任委員会へ付託、議案第3号、4号、5号、6号、7号は総務常任委員会へ付託、議案第8号は社会厚生常任委員会へ付託、議案第9号は産業建設常任委員会へ付託、議案第10号、11号、12号は総務常任委員会へ付託、議案第13号から22号の補正予算案については各所管の常任委員会へ付託、議案第23号、24号、25号の特別会計への繰り入れは産業建設常任委員会へ付託、議案第26号から39号の当初予算案は各所管の常任委員会へ付託、議案第40号は産業建設常任委員会へ付託という区分で行なうことと致します。

請願・陳情については、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

大綱質疑について申し上げます。

各常任委員会へ付託予定のものについては、所管の常任委員会の委員は大綱質疑では質疑を行わないことと致します。これについては、質疑がある場合は一般質問、常任委員会での審議、委員長報告に対する質疑の機会があり、何よりも本議会は委員会中心主義をとっており、委員会で詳細にわたり十分に審議する場面があることをご理解願いたいと思います。

各常任委員会の審査会場について申し上げます。

本定例会における常任委員会の審査会場は、飯田川庁舎大会議室、昭和庁舎大会議室が市県民税の申告会場として使用されるため、次のとおりとします。

産業建設常任委員会は昭和公民館ホール、文教常任委員会は飯田川庁舎第1会議室とします。総務、社会厚生常任委員会は変更ありません。

発議について申し上げます。

全員協議会でも説明がありましたが、地方自治法の一部改正に関連して議会運営委員会委員を発議者として議員発議を予定していますので、宜しくお願い致します。

なお、全員協議会で説明のありました内容について、事務局長が再確認し、皆さんにできるだけ早くお知らせしたとのことでありました。再度改めて議会運営委員会においても同様の説明があったことをご報告致します。

大崎地区環境にかかわる調査特別委員会の調査報告について申し上げます。

特別委員長より調査について報告の申し出が議長にありましたので、これを行なうこととしております。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については8名の通告者がありました。議会運営委員会で質問の順番につい

て抽選を行なった結果、26日の1番めに19番大谷貞廣議員、2番めに11番藤原典男議員、3番めに17番中川光博議員、4番めに16番菅原久和議員、27日の1番めに7番佐藤恵佐雄議員、2番めに15番伊藤栄悦議員、3番めに4番成田 進議員、4番めに20番西村武議員と決定致しましたので、宜しくお願ひ致します。

以上申し述べて議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会報告を行います。15番。

○大崎地区環境にかかわる調査特別委員会委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

ただいまより大崎地区の環境にかかわる調査報告を行います。

大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会調査報告書

1. 委員会開催経過

本調査特別委員会は、平成18年10月27日から平成19年2月19日までの計9回開催しております。

委員長 伊藤栄悦 副委員長 西村 武

委員 澤井昭二郎、藤原幸雄、佐藤恵佐雄、小林 悟、佐藤幸孝、伊藤 博

議長 藤原幸作 副議長 堀井克見

第1回

日時 平成18年10月27日

議事 委員会運営について

第2回

日時 平成18年11月20日

議事 参考人意見聴取

参考人 大崎地区環境を守る会 三浦義勝

大崎部落会会長 三浦正善

第3回

日時 平成18年12月1日

議事 第1回、第2回委員会の要点整理

第4回

日 時 平成19年1月17日

平成19年1月18日

議 事 参考人意見聴取

参考人 潟上市総合政策課課長 鈴木 司

潟上市都市整備課課長 鎌田洋一

潟上市建設課課長 鈴木利美

潟上市下水道課課長 藤原貞雄

潟上市農業委員会事務局長 鈴木久雄

第5回

日 時 平成19年1月24日

議 事 参考人意見聴取

参考人 潟上市助役 鑑 利行

第6回

日 時 平成19年2月1日

議 事 参考人意見聴取

参考人 羽立北野自治会長 伊藤金政

羽立自治会長 鈴木秀夫

第7回（視察）

日 時 平成19年2月6日

視察先 大山ねずの命神示教会東北第二偉光会館（宮城県大崎市）

相手方 大山ねずの命神示教会秘書部渉外課宮事 仙場直樹

議 事 施設視察ならびに意見交換

第8回

日 時 平成19年2月16日（金）

議 事 委員会報告のまとめ

第9回

日 時 平成19年2月19日

議 事 委員会報告のまとめ

2. 本調査特別委員会の位置付け

(1) 設置趣旨と目的

大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会は、平成18年9月15日に「大崎地区環境を守る会」より、神奈川県横浜市に本部を置く「大山ねずの命神示教会」が本市大崎地区に教会施設建設を予定していることに関連して要望書が提出されたのを受け、議会の会派代表者会議、議会運営委員会での審議を経て平成18年9月22日の平成18年第3回定例会において議会議決により、地方自治法第110条の規定に基づき設置されたものです。

設置の趣旨と目的は、要望書が示す教会施設建設の可否を問う「大崎部落会」が行ったアンケート調査結果から「地域を二分するような不安定な状況に陥っているのではないか。これにより地域住民が毎日不安を抱いて生活しているのではないか」と散見され、「大崎地域自治の今後の運営に大きな支障を来たすものではないか」と懸念されることから、住民負託を受ける議会として、地域の不安定な状況や住民の不安を抱いての生活を改善し、地域の安定と発展に期することを目的としています。

本調査特別委員会は、次の事項に留意し慎重に調査・審議しました。

1. 要望書にある懸念事項を調査し、事実であればできる限り懸念払拭の方向性を導く。
2. 地域自治に対する介入審査ではない。
3. 公平・公正な立場で審査し、情報を住民に公開する。
4. 本報告書等の情報による判断、行動は大崎部落住民の自主性を尊重する。
5. 本調査特別委員会は調査・審議内容をまとめ報告するが、断定内容としない。

(2) 要望書が示す懸念事項

「大崎地区環境を守る会」が議会に提出した要望書に示す懸念事項は次のとおり。

1. 部落会が平成18年7月14日に行った建設に対する是非を問う住民アンケート調査では、役員会が「当部落としてはこれ（建設計画）を受け入れることが妥当」との文書を付して取りまとめ、非民主的手法で実施された。

2. アンケートは建設計画に「反対」「反対しない」「役員に一任」の項目があったが、住民は反対しないことを役員会に一任した経緯はない。

3. 天王町当時に行われた住民アンケート調査で建設計画に反対となった要因は、施設建設予定地前は通学路や農作業用道路等の重要基幹道路でありながら専用歩道がない。そのような中で、施設建設は交通事故、人身事故、そのほか住民（特に子供、お年寄り）と信者とのトラブル等の危険が将来ともあることだった。このことに対し、覚書で

対応できるのか疑問がある。さらに、市当局が施設建設対策として市財源を道路建設費に充当することがあれば、それは適切か疑問がある。平成16年2月当時、子供を持つ親から出された問題点の「住民（子供、お年寄り）が信者とのトラブルに巻き込まれた場合、誰が責任を持ってくれるのですか」ということが一番の心配であり問題だ。

4. 集落排水について現在でもトラブルがあり、施設が建設された場合に大量に下水流入があれば多くの問題点が予想される中で、部落会、教会、市がその解決をすることに疑問がある。

3. 調査の進め方

本調査特別委員会は、要望書提出者である「大崎地区環境を守る会」代表者より要望書内容の詳しい説明を求め意見聴取を行い、その内容や意見に関連して「大崎部落会」代表者から意見聴取しました。聴取意見から問題事項、調査事項、確認事項等を整理し、さらに関係事項、確認事項等について関係者から参考人意見聴取を行っています。

また、教会の施設視察を宮城県大崎市で行い、施設の状況、施設周辺の状況等について調査し、さらに教会本部関係者と意見交換を行うなど多角的に調査、審議を進めました。

4. 聴取意見のまとめと議論された事項

参考人意見聴取の内容等から、本調査特別委員会で審議された事項についてまとめられた内容は次のとおり。

(1) 大崎部落会について

「大崎地区環境を守る会」は「大崎部落会」に対し、およそ次の主張をしています。

- ① 施設建設を推進する者が大勢部落会役員に就いており、部落会役員構成に問題がある。
- ② 構成に問題がある役員会が行ったアンケート調査の実施手順は、次の点から問題がある。
 - a. 役員会および部落関係団体との協議で「建設計画を受け入れることが妥当」と意見集約したのは作為的。
 - b. アンケート調査を「建設計画を受け入れることが妥当」と文書を付して行ったのは、文書を付すこと自体、アンケート調査の手法として不適切であり、その付した文書内容の意見集約過程も作為的で不明瞭。アンケート調査の実施全般に問題がある。

③ アンケート調査実施後の開封も一部役員で行っており、この役員も施設建設の推進に関係する者である。

④ 問題のある役員体制で交わされた覚書は成立するものではない。

次に、「大崎地区環境を守る会」の主張に対する「大崎部落会」の意見は、およそ次のとおり。

① 部落会の意見集約は部落会規約にあるとおり総会である。

② 総会への出席者が極めて少ない。

③ 総会への出席者が極めて少ない状況では、役員会の役割は非常に重要である。

④ 部落会員もそうした状況を考え、役員会および役員の重みを認識してほしい。

⑤ こうした状況下では、「役員会」イコール「部落会」イコール「部落会の総意」ということも理解してほしい。

本調査特別委員会は、「大崎地区環境を守る会」は「大崎部落会」役員に対する不信感を持っており、また、「大崎部落会」は役員会を信頼してほしいという信頼感を求めることに終始していると、とらえました。

参考人からの意見聴取では、部落会役員構成について双方とも相反する意見で、その事実確認を明確にすることは困難と、とらえています。しかし、このことは地域自治のあり方に大変大きな問題となると考えられ、部落会内部の問題という側面がありながら最大限の自助努力により解決されたいと、とらえました。

また、「大崎部落会」が主張する「役員会」イコール「部落会」イコール「部落会の総意」ということを理解してほしい、との考えについては、一般的に部落会の総意は「総会」議決ではないかと、とらえました。

(2) アンケート調査について

「大崎地区環境を守る会」はアンケート調査項目が「反対しない」「反対」「部落会に一任」という項目で実施され、特に「部落会に一任」の項目が部落会員を混乱させたと言望書に示しています。

このことについて、本調査特別委員会はアンケート調査時点では調査項目に「部落会に一任」と記されていたものが、開封結果で「役員会に一任」に置き換えられている事実を関係資料から発見しています。この点について審議中大きな疑義が持たれました。

このことについての意見聴取で、大崎部落会長は「総会を開催しても会員が集まらない状況があるので、あらかじめ役員会の意向をまとめ文書を付した。さらに、役員の信

任という意味も含めて項目を設定してアンケートを役員総意のもとで実施決定した」と述べました。

意見聴取で助役は、「アンケート実施前に『役員会に一任は反対しないと同様』という文書を付したのは、アンケート調査方法としてはいかななものかとは感じておりません」と述べています。

教会本部関係者との意見交換の中で、教会から「白黒をつけるアンケートを2度も実施するのは果たして良いのかと感じたが受け入れてもらえませんでした。教会としては二分する形になるのでやってほしくなかった。しかし、市の指導でそうせざるを得ないという経緯を伺っています」とアンケート調査実施のいきさつを述べています。

本調査特別委員会は、一般的にアンケート調査の項目は「賛成」「反対」の2項目で実施され意見集約することが望ましいことから、今回の「大崎部落会」が行ったアンケート調査は、その手法などから住民の意向が反映されたものかどうか大きな疑義が残ると、とらえています。さらに、結果は別としても市当局がアンケート調査実施を誘導したとも受け取れる行動、言動があったのではないかと、とらえています。

(3) 市当局の対応

市当局は「大崎部落会」からアンケート調査実施前に部落会総意のまとめ方について相談を受け、アンケート調査結果も「正当であった」との判断をしています。

また、市当局は「地域自治への不介入と地域での自己決定、自己責任を尊重する」との姿勢を貫いています。

しかしながら、本調査特別委員会は「地域自治を最大限尊重しつつ、地域が二分されるような大事な局面にあっては行政は助言等が必要であり、地域自治に対し総合調整を図るなど、これを指揮、監督はできるものである」と、とらえています。

(4) 市当局の体制

本調査特別委員会は、市当局の助役ならびに5課長に意見聴取しました。その中から本件について全体を明確に把握し、窓口となっている部所が機能していなかったことが判明しました。意見聴取で各課長から「それは私の担当ではない」との意見が相次ぎ、助役は「連携が十分とは言えず、課題が残ったと認識している」と述べています。

(5) 教会の対応

本調査特別委員会は教会施設を視察するとともに、教会本部関係者と意見交換を行いました。

教会は、平成15年に施設建設について旧天王町に相談し、当初計画に対し「地域の理解が得られれば下水道の許可に応じられる」ということで施設建設計画をスタートさせています。

地域を二分している現状に対しては、「全くわからない宗教団体が地域に来るということで心配を与えたことは反省しています。しかし、当初から当時の役場が中立の立場で神奈川県や横浜市、文部科学省などに問い合わせをするなどして、教会がどんな団体なのかを見ていただけたらこんなことにはならなかったと思っています」と述べています。

教会は、本調査特別委員会との意見交換の中で、地域の懸念事項について「誤解をひとつずつ解いていき、実害が出ることをないように配慮する」と明言しました。

5. 調査のまとめ

本調査特別委員会は、「大崎地区環境を守る会」が議会に提出した要望書が示す懸案事項に対し、次のとおりまとめました。

1. 部落会が行ったアンケート調査に役員会が「受け入れ妥当」とした文書を付したことは適切とはいえず、このことがアンケート調査結果に重大な疑義を残す結果を招いたと考えられます。アンケート調査結果が明確に住民の意向を反映できたのか確認は困難なものの、このことにより地域が二分されたような状況は地域自治に大きな支障を与えることが危惧されるため、極力避けられなければならないと、とらえています。行政は必要に応じて指導、助言を有効的に行い、地域の融和と発展に寄与することが強く望まれます。

2. アンケート調査の手法は予見を与えずに行われるべきもので、そうしないと明確な意向の反映に結びつかないと考えます。そうした意味から、アンケート調査項目に「役員会に一任」などという予見を与え得る項目は一結果の誘導を目的としていると、とらえられかねません。大崎部落会の行ったアンケート調査が作為的であったのか明確に確認することは困難でしたが、一般的な手法でなかったことは確かとなりました。

3. 施設建設地前の道路問題では、教会が施設建設とともに敷地前におよそ100メートルにわたって歩道整備することが開発協議で確認されています。教会の説明では、大きな行事は年4回で、教会側が交通整理等を行い交通事故等の回避を行うことを本調査特別委員会との意見交換の中で確約しました。また、懸念される信者とのトラブルに対しては、覚書にある禁忌事項を遵守し、戸別訪問による布教活動等は行わないとしています。市当局は今後、道路整備等の必要性が発生しても大崎部落会や教会と協議するこ

とを覚書で明示しており、直ちに市財源を使つての道路整備等で教会施設の便宜に寄与することになるとはとらえておりません。しかしながら、このことに関する財政出動がある場合は議会も注意深く関心を示していかなければならないと、とらえています。

4. 集落排水問題は、以前は下水逆流のトラブルが発生していましたが、その後、送水ポンプの更新でそのトラブルは解消されています。市当局は、開発協議で示された参集人員等から算出した結果、集落排水への接続は下水処理の観点から問題ないとしています。しかし、現在のところ問題はないとしているものの、教会の説明では最大行事の際は一日に延べ500人程度の信者が訪れることから急激な大量下水処理による不測の事態に十分な対応が必要と、とらえています。

6. 終わりに

本調査特別委員会の設置にあたり、議会で「地域自治の問題に議会が介入するのは疑問。事実関係の調査後の設置でもよい」と議論になった経緯がありました。

しかし調査、審議を進める過程で地域自治のあり方、地域自治と行政のあり方など、今後本市が発展していくのに重要とすべき課題等が多く見い出されました。

本報告は「大崎地区環境を守る会」が議会に提出した要望書の内容を調査、審議し、住民の地域環境変化に対する懸念に対し、公平・中立の立場でまとめました。しかし、これは問題解決への足がかりにすぎないものです。本報告から、関係者それぞれの良識に基づいた確かな判断と行動を期待するものです。「大崎地区が未来永劫、平穏で平和に協調を図りながら、後世に憂いを残さないで生活していけること」を本調査特別委員会は心から希望しています。

市当局においては、地域自治への不介入、地域の自己決定・自己責任を尊重するという姿勢ながら、行政運営においては柔軟性を持ちながら対応する姿勢が重要ととらえています。今回の教会施設建設問題では「市よりアンケートの実施を指導された」と受け止められる意見が出されています。このことは非常に重要で、重い責任が生じることも考えられると、とらえています。今後は、この事実を真摯に受け止め、対応を万全にしたいと強く希望するものです。

さらに、今回の件では施設建設計画の対応と処理が進められているにもかかわらず、議会には何ら経過報告がないばかりか、覚書締結についてその事実を明らかにせず、行政報告で初めて議会に建設進行が知らされた事実がありました。このことは、旧天王町議会において同様の調査特別委員会が設置され相当の時間をかけて調査し、報告をまと

めたことを考え、また、その意味の重さを考えたときに非常に遺憾なことといわざるを得ません。今後は、こうした事件が生じた場合には速やかに議会と連携を十分にとられることを強く希望するものです。

以上、大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会の報告とします。

終わります。

○議長（藤原幸作） ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、どうも御苦労さまでした。

昨年の9月の定例会でこの問題が出まして調査特別委員会が数回にわたって開かれたということで、まず第1点は調査特別委員会を開催するにあたっての費用はどのように捻出されて、出張等も兼ねて参考人を呼んでやられたのか、総額が幾らくらいかかったか、ご報告をいただきたい。

それから大山ねずの会、ねずの命の信じる内容というのが、当初、天王町の段階でも行政当局が知らないというままにおったということについてですね、最近の新興宗教とっておりますけれども、いろいろなトラブルが発生している場合もあってオウム真理教等ありましたわけですから、当初にそのようなことがわかっておればですね、もうその問題は解決されておったのではないかと思うわけです。

それから、このアンケートに対して行政から指導されたということがあって、こういうことについて今さらこのような調査報告をされるということではですね、大変問題があるのではないかと思うわけで、この責任といいますか一端はどこかにあるはずなんです。というのは、もう既に工事が始まって現地は造成工事がほぼ終わる段階ですから、去年の定例会で市長が報告した時には今後協議をして覚書を締結するような話であったけれども、既に9月の定例議会の前に行政当局と締結されておったと。それから農業委員会での地目の変更についても既に承認されておったと。そういう事実については何も記載されてないわけです。そういう意味では再度ですね、その辺の報告もいただきたいとこう思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） はい、15番。

○大崎地区環境にかかわる調査特別委員会委員長（伊藤栄悦） 議長に暫時休憩をお願いします。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩致します。

○議長（藤原幸作） 15番。

○大崎地区環境にかかわる調査特別委員会委員長（伊藤栄悦） お答えします。

ただいま戸田議員からの質問ですけれども、私どもはあくまでもこれは大崎地区の環境を守る会の要望書の懸念事項について調査をして、その調査をした結果を、これを報告して、報告というのは結局はこれは情報公開という形になると思うので、その結果を経て、そして大崎部落会自治会がどういう判断をするかは、それは自治を尊重する立場からこれは私たちが関与する問題ではないと、こういうふうに考えております。

それから責任の追及のような話をされてますけれども、私どもはこれは当局の責任追及をするための委員会というものではないので、あくまでも先ほど話したような要望書のいわゆる3項目ですか4項目ですか、その項目に沿って事実を調査してそれを報告すると、こういうことで特別委員会を…ですから最初の目的のところに書かれておりますので、その目的、趣旨を読んでいただければこれはおわかりいただけると、こういうふうに思います。私の答弁としてはこれ以上もこれ以下もございません。

（「議長」の声あり）

○大崎地区環境にかかわる調査特別委員会委員長（伊藤栄悦） ちょっと待ってください。費用の中身ですけれども、費用弁償は会議を含めて3万1,800円、それから参考人4人ですから3,200円、それから高速料、交通、バスでまいりましたので市のバスで行って高速料が2万8,000円、それから後は職員の関係で8,000円ということで計7万1,000円ということになってございます。

○議長（藤原幸作） 発言の前に…2番。

○2番（戸田俊樹） 環境を守る会から懸念か懸案か知らんけれども、そういう話があったからその部分だけについて調査特別委員会を設けて数回にわたってやったのだというのであればですね、もうそれはもう最初からわかりきっている話なんです。だからね、こういう議会で調査特別委員会を設けてやるとまで言ったのだから、その辺のところの根っこにあるものまでもですね、報告されるべきだと思います。意見を付して終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。9番。

○9番（佐藤義久） 今、戸田議員と同じようなことになるかもわかりませんが、私からは設置当初から懸念がありました環境を守る会の組織について何ら報告もございませんし、委員長の意見としては、今後このような陳情もしくは要望等あれば、設置す

べきであるかどうかというご意見も承りたいと思います。

○議長（藤原幸作） 15番。

○大崎地区環境にかかわる調査特別委員会委員長（伊藤栄悦） 9番にお答え致します。

私どもは先ほど話したように大崎地区の環境を守る会の要望書に基づいて、そして出されておるわけですから、懸念事項の中には先ほどの1番のものは入ってございません。大崎地区の組織とか何とかということにはないです。

それからもう1つの件ですが、これは本会議で必要であるということで本会議で議決されて、そして設置したものですから、それは委員も十分わかっていると思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これをもって大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会は終了します。終了宣言です。

【日程第5、市長施政方針】

○議長（藤原幸作） 日程第5、市長より施政方針説明の申し出があります。これを許します。市長。

○市長（石川光男） 平成19年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政への所信と平成19年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

<基本姿勢>

国の経済は、長期停滞のトンネルを抜け出し、民間需要に支えられた景気回復が続けていますが、本市においてはいまだその実感がなく、地方にとっては厳しい社会経済状況となっております。

特に地方分権・三位一体改革のもと、税源移譲に伴う地方譲与税等の削減が予定されており、市財政は一段と厳しい状況となっておりますが、長期に安定したまちづくりに資するため、合併後今日までの施策の評価を踏まえ、市民の皆様の効率的な行政運営を進めるべく行財政を見直し、市民サービスの向上に取り組んでまいります。

昨年6月に策定した「潟上市総合発展計画」に掲げるまちづくりの基本理念は、市民の目線に立ち対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために「市民による市民のためのまちづくり」としてまいります。その将来像は「生き生き潟上

の夢づくり「一人ひとりが輝く環境に優しい田園都市」であります。この基本理念は私のまちづくりの基本姿勢であり、今後も「対話・協調・発展」のまちづくりに努めていく所存であります。

＜当面する行政課題への取り組み＞

1. 秋田わか杉国体について

いよいよ「秋田わか杉国体」が46年の時を経て本年開催されます。

本市においては、相撲競技、レスリング競技少年の部が開催されますが、市民3万6,000人が一体となってすばらしい大会となるよう万全を期してまいります。

2. 魅力的な都市環境づくりについて

本市の持つ自然と文化を大切にしつつ、生活環境と自然環境が調和した快適な都市空間を形成するため、土地利用の構想、都市計画の基本的な指針を示し、市民が心豊かに過ごせる都市環境の形成に努めます。

3. 少子高齢化への対応について

本市においても少子高齢化は着実に進展しております。これらに対応するため、子供を安心して生み育てられる環境づくりや高齢者の介護サービスの体制を整備します。

4. 地域産業の充実について

厳しい状況下にある農業の振興を図るため、国の農業構造改革に適応しながら、基幹産業としての農業の確立のため農地の集積、認定農業者の支援や集落営農の組織化の促進に努めてまいります。

また、定住促進を図るため、昭和工業団地などへの企業誘致を積極的に進めてまいります。

5. 環境保全の推進について

緑豊かな自然環境に恵まれた本市の環境を保持していくため、ごみの減量化とリサイクルを推進し、循環型社会を構築してまいります。

6. 市民の安全確保について

去年は年末年始にかけて豪雪に見舞われましたが、今年は異常とも思える暖冬となっています。近年は世界のどこかで毎年のように天災に遭遇し、地球規模での温暖化が深刻な問題となっており、異常気象やテロ行為等、いつでも緊急時を常に想定し、危機管理体制の整備を図ります。

7. 行政改革の推進について

地方交付税の大幅削減や地方への税財源の移譲など、地方を取り巻く行財政状況は昨年以上に厳しく、かつ先行き不透明であります。

簡素で効率的な行政運営の確立を目指し、本市行政改革大綱に基づき、行政組織機構の見直しをはじめ徹底した行財政改革を進めてまいります。

8. 新庁舎の建設について

現在の分庁方式は緊急避難的なものであり、その効果を検証しつつ機能の集約・統合による事務の効率化を図る観点から、職員による庁内プロジェクトを発足させ検討を行ってきました。平成19年度は、これらの検討結果を踏まえて、民間からなる庁舎建設検討委員会(仮称)の設置を予定しています。

平成19年度予算編成について申し上げます。

国では簡素で効率的な政府を実現するための行政改革推進法に基づき、これまでの「三位一体改革」に象徴される改革路線を堅持・強化し、引き続き厳しく歳出の抑制を図ることとしています。

また、平成19年度の地方財政計画においては、地方一般歳出の1.1%削減を前提に地方交付税で4.4%の削減をするものの、一般財源の総額は確保することとしております。

本市にあつては、引き続き公債費が高い水準で推移しており、平成19年度がピークとなることや社会保障関係経費の増などにより歳出の徹底した抑制に努めても極めて厳しい状況となっております。

こうした状況に対処するためにも、行政改革大綱に網羅された改革事項の推進等、より簡素で効率的な行政運営の確立と、多様化する行政需要に柔軟かつ適切に対応できる財政基盤の確立に努めてまいります。

歳出では、総合発展計画に基づいた行政サービスの維持を図りつつも、歳入の大幅な減少を踏まえ、各種事業につきましては継続事業や真に緊急性を要するものなどに限定し、徹底した歳出の抑制に努め予算計上したところであります。

これを踏まえた平成19年度一般会計予算(案)の概要について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ117億3,800万円で、前年度当初予算との比較では1億3,000万円、1.1%の減となっております。

減少した主な要因としては、クリーンセンター大規模改修工事、豪雪対策維持補修工事、道路台帳整備、種苗交換会等が終了したことが挙げられますが、財源との調整を図りつつ歳出全般にわたり一層の抑制に努めたところによるものであります。

歳入予算の主な特徴としては、三位一体改革に伴う税源移譲が実施され、対前年度比では、市税で2億7,238万9,000円、11.9%の増、地方譲与税で2億5,550万円、62.3%の減、地方交付税で4,228万7,000円、0.8%の減を見込んだほか、合併市町村補助金が終了し1億円の減となっております。また、全体の財源不足を補てんするため基金繰入金2億6,969万5,000円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、ソフト事業では「秋田わか杉国体」の開催に伴う実行委員会補助金2億2,828万7,000円を計上したほか、庁舎建設に係る検討委員会設置に伴う費用や都市計画基本方針の策定、農業振興地域整備計画の策定、天王塩口地区における基盤整備事業の計画策定に係る予算を計上しております。ハード事業と致しましては、市道の改良・舗装工事や市バスの更新、障害児対策として飯田川小学校階段昇降機設置工事等を計上しております。

特別会計は12会計で、予算総額は111億4,532万3,000円であります。社会保障関係の3特別会計予算総額は92億3,648万7,000円となっております。下水道関係の3特別会計予算総額は18億4,079万円で引き続き管路整備を実施するほか、下水道の区域外にあっては合併処理浄化槽設置事業を実施し、水洗化の普及促進に努めるものであります。

水道事業会計は収益的支出5億5,598万7,000円、資本的支出3億2,928万2,000円で、安全で良質な水の安定的供給に努めるものであります。

<平成19年度の主要施策>

次に、平成19年度の主要施策について本市総合発展計画基本構想の柱ごとに概要を申し述べます。

1. 水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり

【環境衛生】

環境衛生の整備については、良好な環境を後世に引き継ぐため地域住民の環境保全の啓蒙に努めるとともに、ごみの発生・排出の抑制に取り組み、循環型社会の構築に努めてまいり所存であります。

その一環として、平成19年度からは各家庭から排出されるペットボトルの有効な活用を図るべく回収袋を無料配付し、ゴミ資源の有効利用を進めてまいります。

また、不法投棄については、各地域の環境巡視員の方々の協力を得て不法投棄物の早期発見・防止に努めてまいります。

ごみ処理施設のクリーンセンターについては老朽化が進んでおりますが、年次計画の

もとに補修工事等を実施し、平成19年度には焼却炉耐火物等の修理として1・2号焼却炉ストーカ改修の関係予算を計上しております。クリーンセンターについては、今後とも機能維持に万全を期してまいります。

【防災対策の強化】

消防・防災体制の整備の推進については、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業で対応し、平成19年度には老朽化が激しい昭和支団第5分団の消防器具庫を建築する計画であります。また、消防施設整備として乾燥塔3基を改修致します。これに伴い本市消防団の乾燥塔全基が改修・整備されることとなります。

消防水利の確保については、消防本部、各分団との協議に基づき年次計画のもとに防火水槽を設置しておりますが、平成19年度には大崎・二田地区に設置する計画であります。

次に、「潟上市地域防災計画」ならびに「潟上市国民保護計画」は平成18年度末には完成し、この後、県との協議を残すのみとなっております。

防災体制の整備の中で大切な要件として「情報伝達」がありますが、平成18年度において昭和・飯田川地区を対象に防災行政無線の整備を行い、年度末には完成致します。平成19年度では音質等の調整を行い、住民の方々に迅速・的確な情報をお届けできるものと存じております。

2. 人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり

【都市計画】

本市都市計画の指針となる「潟上市都市計画マスタープラン」策定の進捗状況についてであります。これまで現状の都市計画についての課題や現況調査等を行い、市民および自治会長へのアンケート調査を実施し、これら調査結果を整理・分析をし、またアドバイザー委員会等の助言・指導をいただきながら都市計画の理念と目標、まちづくりの方針、土地利用の構想等の検討を進めております。

平成19年度においては、地域別構想案や産業活性化の方針を検討致します。また、素案の策定には秋田県や秋田市等の関係行政機関との事前協議を行い、潟上市都市計画の基本方針を示すための「都市計画マスタープラン」素案の策定を進めてまいります。

【公園の整備】

鞍掛沼公園は平成3年にオープンして以来、はや16年が経過しようとしています。その間、平成10年には公園内に天王温泉「くらら」と道の駅「てんのう」が開設されてお

りますが、いずれの施設も利用者の憩いの場として市内外から高い評価を得ております。しかし、利用者のニーズは時代とともに変化しており、施設のあり方も現在のままでは多様化するニーズの変化に対応できない状況となっています。

このため、これからの施設設備や運営等を検討するため、担当部内の素案をもとに民間の委員11名を委嘱し、潟上市鞍掛沼公園活性化検討委員会を設置しております。平成19年度ではさまざまな視点から協議をいただきたいと存じております。

【下水道の整備】

本市の下水道普及率は平成18年度末で約81%となる見込みであります。下水道整備については中長期的な財政計画に基づき整備してまいります。市民の良好な生活環境を維持していく上で欠くことのできないものであり、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽事業で整備された各施設の適正な維持管理とあわせて、平成19年度も引き続き計画的に整備する予定であります。

また、合併協議の確認事項である平成20年度からの下水道使用料の統一に向け、平成19年度は具体的な検討と条例等の改定作業に入り、より効率的な整備と供用区域の加入促進に努めてまいります。

なお、合併処理浄化槽事業については3年めとなる平成19年度も引き続き整備を予定しておりますが、設置申込者の確保が困難な状況となっており、計画の見直し検討が必要な状況にあります。

【上水道の整備】

安全・安心な水の安定供給については、石綿セメント管更新工事が平成17年度に終了し、老朽管更新工事も平成19年度予定工事の前倒しにより平成18年度中にはすべて終了する見込みであります。

また、今後の課題であります新水源の確保、未給水区域の解消等については、平成17年度に策定しました水道事業基本構想を受け、現在「基本計画その1」（天王地区水道施設機能診断等）の委託業務を発注しております。平成19年度も引き続き「その2」（昭和・飯田川地区水道施設機能診断等）を策定するための予算を計上しており、これが完了することにより潟上市水道事業の今後の方向づけが明確に示されるものと思っています。

その後の事業実施については水道事業変更認可が必要になるため、順調に進めば平成20年度に申請書の策定を委託し、平成21年度から費用対効果、緊急度等を勘案し、優先

順位を決め具体的な年次計画を策定し、広域水道の進行状況も見据えながら事業着手していく考えであります。

そのため、平成19年度は将来計画の検討、現有施設の適正な維持管理と更新、料金統一の検討、未納者対策等を重点に行い経営基盤の強化に努めてまいります。

3. 健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり

【児童福祉の充実】

児童手当については、急速な少子化の進行等を踏まえ、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、平成19年4月から3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を第1子および第2子について月額5,000円増額し、出生順位にかかわらず一律月1万円とすることとしており、本市においても今回の改正にあわせて児童手当制度を拡充し、安心して子供を生み育てる環境づくりを図ってまいります。

【社会保障制度の充実】

「医療制度改革法」が平成18年6月14日に成立し、現行の老人保健制度に変わり75歳以上の後期高齢者を被保険者とした「独立した医療保険制度」が新たにスタートします。

この制度は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営主体となって保険料率、賦課決定、医療の給付等の事務を行います。本県においては平成18年8月28日に設立準備委員会を立ち上げ、平成19年1月16日に知事から設置認可申請が認定されたことに伴い、全県の市町村長から選ぶ広域連合長選挙を2月1日に行い、秋田市長が無投票で選出されております。

この後、3月上旬を目処に広域連合議会議員24名を市町村長ならびに市町村議会議員から選出して、平成20年4月からのスタートに備えるため3月中に広域連合議会を開催し、平成19年度事業を審議する予定であります。

【高齢者福祉の充実】

介護保険制度の見直しにより、地域の社会資源を総合的に活用したマネジメントを行う中立・公正な拠点として高齢福祉課内に地域包括支援センターを設置して、高齢者の保健福祉サービスの充実を図りながら地域ケアを総合的に推進してまいります。

4. 活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり

農業施策については、担い手を中心に価格政策から所得政策への転換を図る「品目横断的経営安定対策」と、米政策改革の生産調整支援策を見直し、さらに産業政策と地域振興政策を区分して農業施策の体系化を図る「農地・水・農村環境保全向上対策」、消

費者や流通・加工業者のニーズに見合った売れる米づくりにより農業水田の安定を図る「新たな米の需給調整システムへの移行」が本格的にスタートします。特に「品目横断的経営安定対策」の加入手続きは4月1日から7月2日までとなっていることから、平成19年度においても引き続き加入の促進を図ってまいります。

農業振興については、平成19年度産米の生産数量目標の配分に当たっては、新たな需給調整システムへの移行を踏まえて国・県の情報をもとに、各地域水田農業推進協議会の配分ルールに従って方針作成者たる農協・集荷業者に数量を提示しています。

農業者には、これまでの市の配分に代わり農協等の方針作成者から米の生産数量目標と作付換算面積が配分されています。本市への平成19年産米の配分は、昨年より57トン増えて1万2,329トンの20万5,483俵が割り当てられております。一方、生産調整（転作）等面積目標は2.3ヘクタール増の997.6ヘクタールとなり、転作率は0.1%増の33.2%となっております。

また、産地づくり交付金については平成18年度に比べ約11%の減額となることから、新たに創設された稲作構造改革促進交付金を産地づくり交付金に振り向け、さらに実効性のある生産調整や担い手の支援に努めることとしています。

「農地・水・農村環境保全向上対策」については、農業施設等の持つ多面的機能の維持・発揮と地域振興対策として市内4地区290.1ヘクタールで取り組むこととなりますが、市の負担額には地方交付税が措置され対策の推進が図られることから、地域ぐるみで行う水路の草刈りや泥上げなど環境保全活動に有効に活用してまいりたいと存じます。

平成21年度事業採択を目指している（天王）天塩地区経営体育成基盤整備事業については、平成19年度県が事業主体の計画策定業務と市が事業主体の地形図作成業務・農業農村活性化計画作成業務を実施する計画であります。

林業振興については、国・県補助の特別伐倒駆除と市単独による事業を組み合わせ、被害の予防・駆除と松林の保全対策を実施してまいります。

水産業の振興については、引き続き水産資源の確保・増大を図るため、海面漁業においてはクルマエビ・ガザミの種苗放流事業と内水面のワカサギ卵放流事業を支援してまいります。

【商工業の振興】

中小企業振興融資制度については、昨年度融資枠を2億5,000万円から3億円に拡大し、利用実績は件数・金額ともに昨年同期を上回っております。今後も利用が増加する

と思われまので、天王商工会、昭和飯田川商工会と連携しながら商工業の振興に努めて参ります。

昭和工業団地への企業誘致については、昨年9月に秋田秋印運輸が操業を開始し、現在8社が営業しています。なお、これまで県と協議中であった企業が2月9日に県と用地売買契約を締結し、9月の操業を目指し準備を進めております。

また、昭和工業団地を中心とした新たな雇用の創出は喫緊の課題であるという観点から、平成19年度に市職員1名を県の産業経済労働部企業誘致室に1年間出向させ、その後の2年間は県の東京事務所に派遣する予定であります。今後も企業誘致に当たっては積極的に取り組んでまいります。

【観光の振興】

観光イベントについては、例年と同様8月に「飯田川鷺舞まつり」「八郎まつり」「天王グリーンランドまつり」の順に開催する予定であります。

今年は、秋田わか杉国体の開催もあり、これまで以上に市民のご協力により盛り上げてまいりたいと考えております。

今後も、より効率的で親しまれる「まつり」のあり方について関係実行委員会などと協議・検討してまいりたいと存じます。

5. 生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり

生涯学習推進体制の整備について申し上げます。

学習機会の体系化、時代に対応する情報提供、相談事業の実施等、人づくりに視点をおいた各種事業を積極的に推進するため、生涯学習推進計画を平成19年度に策定致します。その基礎資料とするため、市民約2,500人を対象にした生涯教育に関する市民意識調査の結果を現在分析、検討中であります。

【子育て支援・幼児教育の推進】

子育て支援と幼児教育についてであります。次世代を担う子供たちが健やかに成長できる地域社会の実現に向け、次世代育成支援行動計画による多角的な取り組み拠点となる地域子育て支援センターの設置など子育て支援の充実に努めてまいります。

また、保育サービスの充実を図るため、一時保育の拡充・延長保育・預かり保育を積極的に推進するとともに、地域や社会全体で子育て支援のネットワークを構築し、仕事と子育ての両支援に向け関係機関の強化に努めます。また、幼児教育の一層の振興と充実を図るため、地域の実情に即した幼保一体型の指導方針による保育、教育の一層の充

実、幼保一体化施設の整備等、幼保一体化に向け引き続き検討してまいりたいと存じます。

【学校教育の充実】

学校や児童生徒の安全確保のためこれまで取り組んできた「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」を引き続き実施してまいります。

なお、追分小学校体育館増改修工事は、関係各位のご協力により、このほど完成致しております。

また、出戸小学校創立120周年の記念事業を10月頃に計画の予定であります。

次に、潟上市内小学校7校における児童数は年々減少し、5年後の児童数は推計によると約15%、290人ほどの減少が予測されます。このような状況から、学校の小規模化による学校経営や指導体制ならびに学習環境に難しさが生ずることや、今後の学校の整備等を含めた教育環境の全般を見直しするため、「潟上市教育ビジョン検討委員会」（仮称）を設置の予定であります。

6. さわやかな笑顔を育む文化・スポーツの推進

「秋田わか杉国体」について申し上げます。

国体開催については、民泊実施のもと一人一役をモットーに全市民を対象に協力を呼びかけておりますが、おかげさまで3月までには民泊協力会50組織のすべてが設立の予定となっております。関係各位に対し、これまでのご尽力、ご協力に改めて感謝申し上げます次第であります。

なお、これまで現職員体制で諸準備に邁進しておりましたが、1月より1名増員し、さらに平成19年度は事務局体制の強化を図り、大会まで万全を期す所存であります。

大会開催時には、全国から選手・監督・役員等大会関係者約1,400名、それに観戦者など延べ約8,000人の方々が来訪するものと予想されます。来訪者に対し、市民3万6,000人のまごころを持ってお迎えし、潟上市の文化・歴史・人情にじかに触れ、「潟上市」の気構えを全国に発信する絶好の機会であると認識しているところであります。

また、大会参加者からは「よかった」「すばらしかった」と記憶に残るような、さらには市民からも「やって良かった」「やればできる」という自信が生まれ、今後の自治活動の活性化、地域住民間の連携の再認識、行政との共同参画意識の高揚など有形無形の財産が培われていくものと確信しております。

大会開催までには多岐にわたっての準備作業がありますが、この国体にかかる準備か

ら終了するまでの期間、通年行われております社会体育事業を一部変更し、市職員全員で「わか杉国体」が成功するよう努めますので、議員の皆様にはこれまで以上のご指導、ご鞭撻をお願いする次第であります。

7. とともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり

「潟上市」における主眼はコミュニティをいかに充実していくかということでありま
す。自治会、町内会等の団体が自主的にいきいきと活動できる環境にあることや、そこ
に住む人たちが誇りと愛着をもって暮らすことができるまちづくり、地域づくりを進め
ていく中で、より「心の合併」が推進されていくものと考えております。

こうした観点から行政と自治会、町内会等の団体がともに手を携えて、より連携を密
にしていくこととし、市民協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。

【男女共同参画社会の実現】

いまや国・県において男女共同参画への取り組みは重要課題として位置づけられてお
り、その実現に向けて社会全体の仕組みと意識の改革が求められております。

昨年、本市では県内初の「潟上市男女共同参画推進条例」を制定し、「潟上市男女共
同参画都市」を宣言致しました。男女共同参画の目指す本市の将来像「ともに支え温か
にふれあえる交流と連携のまち」を目指して、働く場や家庭・地域における男女共同参
画推進のための各種計画に着実に取り組んでまいりたいと存じます。

広報「かたがみ」については、これまで月2回の発行としてきましたが、平成19年度
から月1回(月初め)の発行で、より市民に期待される広報を目指すこととしております。

終わりに、私は平成17年4月、潟上市の初代市長に就任し、その責任の重さと新しい
まちづくり、ふるさとづくりへのたぎる思いを所信として申し上げました。地方分権と
三位一体改革をはじめとした行財政の厳しい時代は今後も続きますが、このような時代
にこそ、それぞれがいかに自らの居場所を耕し深く掘るか、ここにまちづくりの夢を求
めて着実に前進していくことが大事であります。人と地域、行政が一体となって、住民
一人ひとりが生きがいをもち、心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、粉骨砕身、
前進あるのみであります。私は、マラソンでいう折り返しにあたって、合併後の山積す
る課題により積極果敢でありたいとの思いを強くしております。

また、地方経済の活性化を目指すなど国の「特区や地域再生」の動きが本格化する中、
地方自治体間の競争が盛んになってきました。こうした地域再生などで大事なことは、
何よりも政策形成能力とマネジメント能力であります。私をはじめ中心的役割を担っ

ていく職員はもちろんでありますが、全職員ともども地域のもっている良さを引き出し、地域をつくっていくための不断の努力と気概が求められます。私自身の報酬、これは給料であります、また、職員の給料も市民の血税であることに襟を正して、公僕としての使命感のもとに日々、行政改革、意識改革の気持ちをもって行政運営にあたってまいりたいと存じます。

私の一貫した政治姿勢は現場主義を旨とした「市民の目線に立った行政運営」にあります。先に申し述べました施策等を積極的かつ着実に推進するとともに、予算執行に当たっては公私の区別を明確にして「総合発展計画に盛り込んだ事業であってもその時々で議会や市民の皆さんとご相談しながら柔軟に判断し、「できること、できないこと」の説明責任を果たし、職員共々、毅然かつ真摯に取り組んでいく所存であります。

以上、施政運営における所信の一端と主要施策等について申し述べましたが、議会ならびに市民各位には今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の施政方針と致します。

○議長（藤原幸作） これで市長の施政方針説明を終わります。

【日程第6、議案第2号 潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第6、議案第2号、潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第2号について、当局より説明理由の大綱説明を求めます。山平教育次長。

○教育次長（山平 東） 議案第2号、潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例（案）について。

潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例を次のように制定するものとする。

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、潟上市立幼稚園において預かり保育を実施することに伴い、保育料の徴収について必要な事項を定めるため、関係条例を制定するものである。

これは出戸幼稚園に実施するものでございます。

2ページをお願いします。

潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例（案）でございます。

（趣旨）

第1条 この条例は、潟上市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）で正規の教育時間

外に預かり保育を実施する施設の保育の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(預かり保育料の額)

第2条 預かり保育料の額は、園児1人につき月額4,000円とする。ただし、臨時の預かり保育料は、園児1人につき1回250円とする。

(納入義務者)

第3条 預かり保育料の納入義務者は、預かり保育を受ける園児の保護者とする。

(預かり保育料の納入)

第4条 預かり保育料は、市が発行する納入通知書により毎月末日までに当月分を納入しなければならない。ただし、前納することができる。

2項 臨時の預かり保育料は、その都度納入しなければならない。

(預かり保育料の免除)

第5条 保護者が次のいずれかに該当するときは、預かり保育料の全部又は一部を免除することができる。ただし、その事由が消滅したときは、これを取り消すものとする。

(1) 生活保護を受けているとき。

(2) 生活保護を受けている者に準ずるとき。

(3) その他、市長が特に必要と認めたとき。

(預かり保育料滞納に関する措置)

第6条 保護者が預かり保育料を滞納し、督促に応じない場合は、当該園児の預かり保育を停止することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、幼稚園で預かり保育を実施するために必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第2号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 2ページの(2)なんですけれども、「生活保護を受けているものに準ずるとき」という内容についてもう少し詳しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 山平教育次長。

○教育次長（山平 東） 11番の藤原議員にお答え致します。

生活保護を受けている方に準ずる程度に生活が困難な保護者のことでございます。例えば、生活保護法に基づく保護の停止または廃止、それから個人税、それから市民税、固定資産税の減免の取り扱いを受けているもの、国民年金掛け金の減免を受けているもの、また、国保の保険料の減免を受けているもの、その他いろいろあります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 今いろいろ減免を受けている方が対象ということですが、今言った方は全員対象となりますか。国保の減免でもいろいろ段階がありますけれども、そこら辺はどうでしょう。

○議長（藤原幸作） 山平教育次長。

○教育次長（山平 東） いろいろ審査しましてその対象になれば減免になります。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 同じような質問になるんですが、実は第5条のですね（3）「その他、市長が特に必要と認めたとき」とありますけれども、どういう事態を予想しているのかというのを教えていただきたいと思います。

あとですね、預かり保育のこの時間ですね、時間は具体的に細かい規定があると思うんですが、ここに載ってませんので時間についても若干教えていただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 山平教育次長。

○教育次長（山平 東） 17番の中川議員にお答え致します。

（3）の「その他、市長が特に必要と認めたとき」というのは、災害、その他災害のために生活が困窮している保護者ということです。

それから幼稚園の預かり保育の時間でございますけれども、普通は午前8時半から2時30分まで6時間行っております。今度、預かり保育になりますと8時から8時半、この30分、それから2時半から6時まで3時間半、計4時間となります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第2号については、文教常任委員会に付託します。

【日程第7、議案第3号 潟上市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例

【(案)について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第3号、潟上市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第3号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第3号について、ご説明致します。

議案書の3ページになります。

議案第3号 潟上市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市地域審議会の設置に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

提案理由でございますが、ここに記載しておりますとおり、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例が公布され、行政組織の見直しを行ったことに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

続きまして4ページをお願い致します。

このたびの条例の一部改正の内容でございますけれども、第8条中「総合政策課」を「総務部市長公室」に改めるという改正内容でございます。

附則と致しまして、この条例は、平成19年4月1日から施行するという内容になってございます。

ちなみにこの新旧対照表につきましては、お手元にあります定例議会の参考資料の中の2ページのところに比較表を掲載してございますので参考にさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第3号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第3号について、総務委員会に付託します。

【日程第8、議案第4号 潟上市職員定数条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第8、議案第4号、潟上市職員定数条例の一部を改正する条例

(案) についてを議題とします。

議案第4号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第4号についての大綱の説明を致します。

潟上市職員定数条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市職員定数条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、職員配置の見直しを図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

6ページですが、潟上市職員定数条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第2条第1号中「251人」を「242人」、これは市長部局でございます。同条2号中「7人」を「8人」に改める、これは企業局職員でございます。4号中「72人」を「80人」に改める、これは教育委員会部局の定数でございます。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

最初に教育委員会職員定数ですが「72人」から「80人」に改める。これは国体等で職員を増員を致しまして体制整備を図るためのものでございます。

それからもう1つは、企業局職員を「7人」から「8人」に1人増とするものですが、これは長期休暇の職員が発生した場合、補充できないというような場合が想定をされますので、その対応措置でございます。

その全体の部分を市長部局から9人を減ずるものでございまして、総体的には定数は変わりはありません。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第4号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 職員の定数条例の一部を改正するというのは部局の人数を変えろというような形でございますが、実際にはですね、この案件と、それから次の4号と5号とについては一括して上程をしてですね、一括でもいいし別々でもいいですけども、この本会議においてですね採決をとるべきではないかというふうに思いますので、お取り計らいをお願いしたいと思います。それは先ほど議運の委員長が、この案件については、議案については総務常任委員会に付託するということについて、そのときは質問をしないわけですけども、質問のチャンスがないわけですので今話したわけです。

合併をされて3年めになるんですけれども、職員の定数が一向に減らないで、ただ単純に国体のためにその要員が必要で人数を変えるというふうに見受けられるけれども、全体的には職員も減になるのではないかと考えてますけれども、そういうことではなさそうですので、どんなものかなということなんです。さらには職員の給与に関する条例もありますけれども、その辺のところでもうちょっとですね詳しく、予算措置は、確かに予算書については人件費等についてはありますけれども、もうちょっと報告していただきたいと。

.

.

.

○議長（藤原幸作） これはですね総務委員会に付託ということで先ほど議運の委員長からありましたので、今のことにつきましては総務委員会に、いわゆる常任委員長報告について質問すると。恐らく総務委員会では、常任委員会では今のご意見を踏まえていろいろ検討すると、審議するということになると思いますので、その際は別の角度からやっていただきたい。これは大綱質疑でございますので、今総務部長の報告で大綱説明で終わりたいと思います。

ほかにありませんか。大越部長。

○総務部長（大越 宏） 2番戸田議員にお答えを致しますが、職員の定員適正化計画というものが行政改革大綱にも載せられております。今現在17年度、18年度は職員採用を現実しておりません。そのためにもう既に12名、13名が減員になっていると。21年まで22名の職員の削減を図ると。6.4%の削減を図るということで、それも計画的に今後進めてまいりたいと思っております。

○2番（戸田俊樹） 議長、2番。

○議長（藤原幸作） 2番どうぞ。

○2番（戸田俊樹） 22人減じていくんだと、6.4%減ずるという話ですけれども、19年度の当初では減じられてるのかないのかということを知っているわけです。それから19年度末ではどうなるのか。それは辞める人がいなければ採用はないということになれば定数条例は変わらないと、定数は変わらないということになるんですけれども、この19年4月1日現在では総員は変わらないということですかということを知っているわけです。

○議長（藤原幸作） 部長、今の関連のところだけ。部長。

○総務部長（大越 宏） 2番戸田議員にお答えを致します。

19年度当初においては職員数が323名ということで、18年度当初から比べると6名ほどの減になるわけですけれども、19年度末にも退職予定者が12、3名おりますので、それを何人ぐらい補充していくのかということを含め、今後検討しながら、その21年度の目標値に向かっていきたいと考えております。

○議長（藤原幸作） これで質疑を終わります。

議案第4号については、総務常任委員会に付託します。

昼食のため休憩します。再開は1時半とします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

2番。

○2番（戸田俊樹） 午前中の大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会調査報告書の委員長報告の質疑に関して、私の発言で何ていいますかその……という発言があったということで…。

○議長（藤原幸作） 2番ちょっと発言中ですが、それは先ほどの議案第4号の定数条例と…。

○2番（戸田俊樹） 大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会…。

○議長（藤原幸作） 定数条例、はい。

○2番（戸田俊樹） 4号か。そうですか。4号…、4号…定数条例のところでしたね。そうですか。私の発言に……と言ったようでございまして、議会になじまないという発言のようでしたので、ここに訂正させていただきたい、こう思います。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 今、2番の戸田議員から訂正をとという話をされましたけれども、具体的に何をどのように訂正するというので訂正なのでしょうか。訂正ということは、発言したものをこれを訂正し、なおかつこの議事録から削除する、こういうことになりますので、具体的に中身をどういう内容で、何がどうであったかということをお聞かせ

謝罪すべきはしていただきたいと、こういうふうに思いますので宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 2番どうぞ、発言を許します。今の15番のは、発言の箇所とお詫びというふうなことがございますので、それについて。

○2番（戸田俊樹） 議員定数条例の一部改正について当局に対してもっと具体的に説明を求めたところについて………と言ったようですけども、議長、もうちょっとはつきりその辺、どこの項目で言ったか…。

○議長（藤原幸作） 4号です。

○2番（戸田俊樹） 議案第4号…、このとき言ったっけか。ああそうです。それではそこは削除してください。お詫びします。すみませんでした。ただあの…まあいいでしょう。

○議長（藤原幸作） ただいま………のこととあわせまして訂正してお詫び申し上げますということでございます。15番。

○15番（伊藤栄悦） 私はですね、この発言というのは非常に重要だと、こういうふうに思っています。というのは、発言の内容が非常にシビアで、これは常任委員会、4常任委員会委員長ならびに委員、これに対する、この全体に対するいわゆる不適切発言であると、こういうふうに考えますので、やはりしっかりと本人自身もそれに対して釈明なり、あるいは謝罪なり、その文章をやはりはっきりと確認してそしてやっていただきたいと思います。議長にそのところを宜しく対処お願いします。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 1時34分 休憩

……………
午後 2時24分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

それでは、休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、5番澤井委員長から議運の報告をお願いします。5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

2番戸田俊樹議員の議案第4号大綱質疑中における発言について、書面での発言の取り消しと謝罪についてと本会議場での公式の謝罪を求めることと致しました。

以上です。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。2番。

○2番（戸田俊樹） 発言の取消申出書。

本日の会議における私の発言のうち、次の部分について取り消したいので、議会において許可されるよう会議規則第64条の規定により申し出します。

記

取り消したい発言 別紙のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市議会議員 戸田俊樹

潟上市議会議長 藤原幸作 様

議案第4号における大綱質疑中発言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・
・・
・・

謝罪。

平成19年第1回定例会の本日、議案第4号の質問中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・
・・
・・という発言が私の認識があまく、結果的に議会の皆さんにご迷惑をおかけしたことを深く反省しております。

今後、議員としての職責を十分認識し、二度とこのようなことのないように要自戒し、ここに謝罪します。

潟上市議会議長 藤原幸作 様

平成19年2月22日 戸田俊樹

以上。

○議長（藤原幸作） ただいま議案第4号における大綱質疑中発言について、戸田議員から発言の取消申出書ならびに謝罪がありましたので取り消しを、不穏当発言があった部分について取り消しを命じます。

【日程第9、議案第5号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） それでは、日程第9、議案第5号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第5号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第5号についての大綱の説明を致します。

本案は、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年2月22日提出 潟上市長

提案理由ですが、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成18年11月17日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、これに準じて条例の関係部分を改正するものでございます。

8ページですが、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）でございますが、第6条については職員の扶養手当の関係でございます。現行では扶養親族2人まで6,000円支給すると。それから3人め以降については5,000円という支給要綱であったものを、その条例をこの今回、改正によって一律3人め以降も6,000円とする内容でございます。

それから、2の管理職手当の月額という条項については、現行では職員の受ける給与月額の100分の15を超えない範囲で規則で定める額というものを、改正によって職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額を100分の15を超えてはならないものとする。その額については規則で定めるものという改正でございます。今までは、例えば6級部長職ですが、給料の100分の10以内、5級課長職は100分の8以内となっていたものを、6級部長職は幾ら、5級課長職は幾らと給料によらないで定額化をして規則で定めるという内容でございます。

終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第5号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第5号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第10、議案第6号、潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第6号、潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第6号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第6号について大綱の説明を致します。

本案は、潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年2月22日提出 潟上市長

提案理由でございますが、職員の特殊勤務手当の支給について見直しを図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

10ページですが、潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この項については、現在、夜間ごみ、クリーンセンターですが、夜間ごみ処理に従事する職員については現在月額5,000円の特殊勤務手当のほかに、勤務日1日につき1,000円の手当を支給しておるわけですが、今回の改正によって月額5,000円を廃止を致しまして、夜間ごみ処理に従事した職員勤務日1日につき1,000円の手当を支給すると。これは近隣市町村との状況を参考にしながら改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第6号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第6号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第11、議案第7号、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第11、議案第7号、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第7号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。大越総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第7号について大綱の説明を致します。

本案は、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年2月22日提出 潟上市長

提案理由でございますが、私用自動車を公用使用した場合における必要事項を定めるため条例の関係部分を改正するものでございます。

12ページですが、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第15条を次のように改めるということで、車賃の額は別表第1による。ただし、私用車を公用使用した場合には別に定めるところによる。この項を改めるものでございますが、現在職員は公務のため自動車を運転する場合、原則として公用車を使用しなければならないことになっておりますが、所属長の許可を受けて私用自動車を公用使用することができるというようなこととするための一部改正でございます。

それからもう1つは、別表第1、それから13ページの別表第2条関係、それから別表第5条関係については、現在の旅費の計算では車賃をバス賃で計算し支給していることから、条例中の車賃の1キロメートル当たり37円となっておったものを実情に合わせて実費と改正するものでございます。

附則にあります潟上市公聴会調査等に出頭または参加したものに対する費用弁償に関する条例の一部改正と潟上市特別職の職員で常勤のものへの給与および旅費に関する条例の一部改正も同じような理由でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第7号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第7号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第8号、潟上市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例

【(案)について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、議案第8号、潟上市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第8号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。門間福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間綱悦） それでは、14ページを開いてください。

議案第8号の大綱の説明を行います。

潟上市在宅介護支援センターの設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市在宅介護支援センターの設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男

提案理由。

介護保険等の一部を改正する法律に基づき、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援センターを設置することに伴い、在宅介護支援センター（基幹型）を廃止するため、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは15ページを見てください。

それから、第1回潟上市議会定例会参考資料の13ページの潟上市在宅介護支援センター新旧対照表とあわせてご覧になってください。

それでは、潟上市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例について説明致します。

潟上市在宅介護支援センター設置条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。これは改正法案の介護保険法第115条の39第1項の定義のとおり、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防事業のマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談支援、虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難なケースへの対応など、ケアマネージャーへの支援の4つの事業を一体的に実施する役割を担う中核拠点として高齢福祉課内に地域包括支援センターを4月1日に設置することとしております。

高齢福祉課内に地域包括センターを設置することについて、昨年11月22日、全員協議会で組織機構の見直し案について資料を配布しておりますし、また、介護保険運営委員会、地域包括支援センター運営協議会の了承を得ております。このため、潟上市在宅介護支援センターの設置条例の天王保健センターにあります基幹型の在宅介護支援セン

ターを廃止するに当たり、地域型の潟上市昭和在宅介護支援センター設置条例に題名を改めるものであります。

第1条中、「潟上市」の次に「昭和」を加え、潟上市昭和在宅介護支援センターとするものであります。

第2条は、名称が潟上市在宅介護支援センターを、位置が潟上市天王字江川47番地610を先ほどの説明のとおり基幹型の在宅介護支援センターを廃止するため削るものであります。

第3条中第3号、介護サービス機関の指導、支援が、基幹型の在宅介護支援センターを廃止するため必要でなくなったので削り、第4号を第3号とするものであります。

それから、第5条の見出しを「管理」から「指定管理者による管理」に改め、同条中「潟上市在宅介護支援センターの管理は市長が行い、潟上市昭和在宅介護支援センター（以下「昭和支援センター」という。）の管理については」を「支援センターの管理については、」に改めて語句の整理を行うものであります。

第6条および第7条中「昭和」を削り、語句の整理を行うものであります。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第8号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第8号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第13、議案第9号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第13、議案第9号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第9号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。伊藤産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） それでは議案第9号を大綱説明致します。

潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてですけれども、潟上市下水道条例（平成17年潟上市条例第169号）の一部を次のように改正するものとする。

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、下水道法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第354号）が平成18年11月10日に公布され、亜鉛およびその他化合物に関する水質規制の基準が改正されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

次に、17ページの方、お願いします。

潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）でございますけれども、潟上市下水道条例（平成17年潟上市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第10条中第29号の中の「5ミリグラム」を「2ミリグラム」に改めるということでございますけれども、これは第10条29号は、亜鉛およびその他化合物に関する水質基準値を表すもので、5ミリグラムを2ミリグラムに改めるということですが、この第10条中には40号に及ぶ水質基準を設けておるものでございます。このたび政令で定められた基準が改正されたため、条例の関係部分を改正するものであります。

本市で実際に下水道へ流入している施設、本条項に関連するものとしては、飯田川地区にあります湖南地区最終処分場からの排水が該当することになっております。毎年水質検査しておりますけれども、うちの方の水質基準値は毎年0.01ミリグラムということになっております。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第9号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第9号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第14、議案第10号、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更について】

○議長（藤原幸作） 日程第14、議案第10号、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第10号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第10号についての大綱の説明を致します。

秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合

事務組合同規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成19年2月22日提出 潟上市長

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることおよび秋田県後期高齢者医療医療広域連合が平成19年2月1日に設立されたことに伴い、同広域連合を秋田県市町村総合事務組合に加入させるとともに同組合同規約を改める必要があるため、組合同規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙でございますが、これは秋田県後期高齢者医療広域連合が19年の2月1日に設立されたことに伴いまして、この広域連合を秋田県市町村総合事務組合に加入させるという内容でございます。

それからもう1点は、地方自治法の一部を改正する法律が18年の6月7日に公布され、19年の4月1日から施行されることから、収入役という欄を会計管理者と改正するものでございます。

施行日は、知事の許可を受け、平成19年4月1日となります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第10号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第10号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第11号、男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について】

○議長（藤原幸作） 日程第15、議案第11号、男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第11号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第11号について大綱のご説明を申し上げます。

本案は、男鹿地区消防一部事務組合格約の一部を変更する規約の協議についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合格約の一部を別紙のとおり変更する。

平成19年2月22日提出 潟上市長

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、男鹿地区消防一部事務組合格約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

別紙でございますが、男鹿地区消防一部事務組合格約の一部を変更する規約ということでございますが、第8条第1項中「、収入役1人」削るということで、この項には組合に管理者1人、副管理者2人、収入役1人を置くという規約になっておりますけれども、その収入役1人を削除するものでございます。

同条第3項を削りというのは、これは収入役は管理者の属する市町村の収入役を充てるという条項を削除するものでございます。

同条第4項中、これは在任期間でございますが、この在任期間の欄の収入役というところの任期を削除するものでございます。

それから第10条中「吏員その他の」を削りという項については、組合に吏員その他の職員を置くとなっているものを組合に職員を置くという改正をするものでございます。

第10条の2、組合に会計管理者を置くということが追加をされまして、会計管理者は管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命すると。この条項が加えられるものでございます。

この規約は、知事の許可を受け、平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第11号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第11号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第16、議案第12号、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部を変更する規約

の協議について】

○議長（藤原幸作） 日程第16、議案第12号、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部を変更する規約の協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第12号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大越 宏） 議案第12号について大綱のご説明を申し上げます。

本案は、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部を変更する規約の協議についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部を別紙のとおり変更する。

平成19年2月22日提出 潟上市長

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

別紙でございますが、男鹿地区衛生処理一部事務組合格約の一部を変更する規約でございますが、これは改正内容は議案第11号と同様でございますので省略を致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第12号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第12号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第17、議案第13号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第17、議案第13号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第13号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第13号の平成18年度潟上市一般会計補

正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元の平成18年度の潟上市一般会計補正予算書案第1号をお開き願いたいと思いません。

まず1ページでございますけれども、平成18年度の潟上市の補正予算の第5号につきましては、このたびの補正額は1億5,862万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億7,384万6,000円とするものでございます。

このたびの補正予算において、歳入は金額の確定したものについて予算措置し、歳出につきましては事業完了などに伴う予算の精査を行っております。

まず、その中で歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

補正予算書の10ページをお開き願いたいと存じます。

9款1項1目地方交付税でございます。地方交付税は1億9,965万円の増額であります。これは普通交付税の確定でございますして、予算計上済額と交付決定額との差額分で今回このたび全額を予算計上したものでございます。

続きまして11ページでございます。

13款2項1目総務費国庫補助金は2,315万円の増額であります。これは合併市町村補助金でありまして、平成19年度に予定していた事業につきまして国の予算スケジュールにあわせて平成18年度に前倒しして実施するものであります。

なお、関係事業費は年度内に終了しない見込みであることから、補正予算書の6ページにてこれを繰越明許費として計上し、次年度に繰り越して実施する予定であります。

また、今回の計上により本市に交付される合併市町村補助金の限度額3億3,000万円を全額平成18年度までに予算計上することとなります。

同じく5目の教育費国庫補助金は669万1,000円の増額であります。これは追分小学校体育館増改修事業に係る各助金でありまして、交付額の決定による増額であります。

続きまして12ページ、お願いします。

14款2項1目総務費県補助金は355万5,000円の増額であります。これはマイタウンバス運行維持費補助金および生活バス路線維持費補助金にかかわるものであります。

続きまして13ページでございます。

17款の繰入金でございます。17款1項1目特別会計繰入金は2,804万円の増額であり

ますが、これは老人保健特別会計繰入金2,168万7,000円および介護保険事業特別会計繰入金635万3,000円で、いずれも平成17年度分の精算にかかわるものでございます。

続きまして14ページお願いします。

20款1項市債につきましては、いずれも事業費の確定に伴う減額でございます。

なお、補正予算書の7ページに第3表として地方債補正として予算計上致しておりますので、あわせてご審議をお願いしたいと存じます。

次に、歳出予算についてご説明致します。

歳出予算につきましては、事業完了などにより減額するものを除く主なものについて説明してまいりたいと存じます。

まず15ページでございます。

15ページの2款1項2目広報費は361万1,000円の増額であります。これは市政要覧の作成に係るものでございます。同じく9目電子計算費は409万5,000円の増額であります。これは主に後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修にかかわるものであります。同じく12目の生活交通費は1,325万1,000円の増額でございますが、これは先ほど歳入の際もご説明申し上げましたが、マイタウンバス運行費補助金および生活バス路線維持費補助金でございます。同じく16目の基金費については2億6,115万1,000円の増額であります。これは基金積立金で、主なものは財政調整基金2億1,081万1,000円、市役所庁舎建設基金5,000万円であります。

続きまして16ページでございます。

3款1項5目国民健康保険費は2,128万9,000円の増額であります。これは国民健康保険特別会計繰出金でありまして、主に財政安定化支援事業分であります。

続きまして18ページでございます。

6款1項1目農業委員会費は699万2,000円の増額であります。これは主に潟上市農地流動化促進助成金によるものであります。

続きまして19ページでございます。

同じく5目農業用施設管理費は952万4,000円の増額であります。これは3施設にかかわる下水道工事分であります。

8款2項1目道路維持費は391万5,000円の増額でございます。これは主に15節の道路維持補修工事で、天王井川線にかかわるものでございます。

続きまして22ページお願い致します。

10款5項1目学校給食費は1,288万4,000円の増額であります。これは天王地区4小学校の米飯食器切り替えに伴う給食備品購入費であります。

以上が歳出の主な内容であります。これらのうち年度内に支出が終わらない見込みがあるものにつきましては、補正予算書の6ページ、お開き願いたいと存じます。この6ページの第2表の繰越明許費のところでは先程申し上げておりますが、この繰越明許費のうち2款1項市政要覧作成事業361万1,000円、これは合併補助金対象事業の繰越明許費でございます。それから3款2項児童館下水道工事160万7,000円、これも同じでございます。それから6款1項集会施設下水道工事952万4,000円、これも同じでございます。それから9款1項地域防災計画作成事業243万6,000円、これも同じでございます。10款5項給食備品購入事業1,288万4,000円、これも同じでございます。続きまして10款6項の分館下水道工事139万6,000円、これも同じでございます。したがって、この合併補助金以外の分の繰越明許費は2款1項の介護保険システム改修事業と、もう1点は8款の土木費の街道下線道路改良事業、この2点になります。

これらにつきましては、合併補助金を活用して行う事業でございます。平成19年度において計画してある事業につきまして、国の予算スケジュールにあわせて平成18年度に前倒しして行うため今補正予算に計上するものでございますので、ご理解願いたいと思います。実際、18年度のこの補正予算に計上しても事業実施は19年度になりますということでございますので、宜しくご理解願いたいと思います。

また、2款1項の介護保険システム改修事業、これについては先ほど歳出でもご説明したとおりでございますし、8款2項街道下線の道路改良事業、これにつきましては繰越明許費とした理由につきましては、用地補償に関する部分が年度内に完了できない見込みがあることから翌年度に繰り越しして実施するというところでございますので、宜しくご理解願いたいと思います。

いずれにつきましても歳入歳出予算とあわせまして、宜しくご審議のほどをお願いしたいと思います。

以上で議案第13号の平成18年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についての説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第13号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第13号については、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

【日程第18、議案第14号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、議案第14号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第14号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第14号の平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男です。

お手元に補正予算書の第3号の補正予算書をお出し願えればと思います。

平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の1ページでございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,024万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,925万7,000円とするものでございます。

主なものと致しましては、補正予算書の8ページに掲載してございますけれども、一般被保険者療養給付費に係る減額と、続きまして10ページに掲載しております国庫支出金の過年度分返納金にかかわる増額に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第14号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第14号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第19、議案第15号、平成18年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第19、議案第15号、平成18年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第15号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第15号について、ご説明致します。

議案第15号、平成18年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号）（案）について。
別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

平成18年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,168万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,949万6,000円とするものでございます。

主なものは、平成17年度分の精算に伴う一般会計繰出金でございます。予算書の5ページに掲載されておりますので、宜しく願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第15号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第15号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第20、議案第16号 平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第20、議案第16号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第16号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第16号について、ご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

補正予算書の1ページでございますけれども、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万9,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,236万6,000円とするものでございます。

このたびの補正の主なものと致しましては、保険給付費の減額、これは予算書の8ページに掲載してございます。それから介護給付費準備基金積立金、これは9ページに掲載してございます。それに平成17年度分精算に伴う一般会計繰出金でございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第16号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第16号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第17号 平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第21、議案第17号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第17号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま提案されました議案第17号について、ご説明致します。

議案第17号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

補正予算書の1ページお願い申し上げます。

平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,034万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,637万8,000円とするものであります。

主なものは8ページに掲載してございますが、流域下水道維持管理費負担金の減額であります。

なお、本補正予算書の4ページにおきましては、第2表繰越明許費と致しまして秋田湾雄物川流域下水道事業2,011万6,000円と第3表の地方債補正を計上致しておりますの

で、あわせてご審議のほど宜しくお願い申し上げまして説明と致します。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第17号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第17号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第22、議案第18号 平成18年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第22、議案第18号、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第18号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第18号について説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

補正予算書の1ページでございます。

平成18年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235万円とするものでございまして、この追加される63万4,000円につきましては、補正予算書の5ページに掲載されておりますとおり財政調整基金への積立金でございますので、宜しくご審議願いたいと存じます。

説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第18号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第18号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第23、議案第19号 平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1

号) (案) について】

○議長(藤原幸作) 日程第23、議案第19号、平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第19号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役(鑑利行) ただいま上程されました議案第19号について、ご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)についてでございます。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

1ページご覧になっていただきたいと思います。

平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110万5,000円とするものでございます。

これにつきましては、先ほどの議案第18号と同様、51万8,000円を財政調整基金に積み立てるものでございまして、その歳出については本予算書の4ページに掲載してございますので参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(藤原幸作) これで説明を終わります。

これより議案第19号についての大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第19号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第24、議案第20号 平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について】

○議長(藤原幸作) 日程第24、議案第20号、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第20号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役(鑑利行) ただいま上程されました議案第20号について、ご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

補正予算書の1ページお開き願いたいと思います。

平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83万2,000円とするものでございます。

これにつきましてもそれぞれの財産区と同様、財政調整基金に積み立てるものでございまして、その歳出については本予算書の4ページに掲載してございますので、ご審議宜しくお願い申し上げたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第20号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第20号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第25、議案第21号 平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第25、議案第21号、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第21号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第21号について、ご説明申し上げます。

この議案につきましては、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

補正予算書の1ページをご覧になっていただきたいと思います。

平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ49万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122万7,000円とするものでございまして、これについても各財産区とも財政調整基金の積立金でございまして、本予算書の4ページに掲載してございますので、宜しくご審議願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第21号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第21号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第26、議案第22号 平成18年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第26、議案第22号、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第22号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第22号について、ご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

この議案第22号の特別会計補正予算につきましては、1ページをご覧になっていただきたいと存じますが、平成18年度この特別会計の1号は歳入のみの補正となっております。歳出はございませんので、宜しくその点も含めてご審議願いたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第22号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第22号については、総務常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は40分とします。3時40分とします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時38分 再開

○議長（藤原幸作） まだ3時40分になっておりませんが、お揃いでございますので、少々早いわけでございますが、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

なお、会場が暑い場合は上着を取っても結構でございますので、そういった感もありますけれどもそういうふうにしていただきたいと思います。

【日程第27、議案第23号 平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（藤原幸作） 日程第27、議案第23号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第23号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

議案第23号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてでございます。

平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成19年度潟上市一般会計から1億1,516万3,000円以内を繰り入れる。

平成19年2月22日提出 潟上市長石川光男でございます。

これについては、ご承知のとおり繰り入れる場合は、地方財政法第6条に基づいて議会の議決が必要であるということでこの議案を議会に提案するものでございますので、宜しくご審議願いたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより説明を終わります。

これより議案第23号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第23号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第28、議案第24号 平成19年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（藤原幸作） 日程第28、議案第24号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第24号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

この議案につきましては、議案第24号でございまして、平成19年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについてでございます。

平成19年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成19年度潟上市一般会計から7億312万6,000円以内を繰り入れる。

平成19年2月22日提出 潟上市長石川光男でございます。

提案理由は、先ほどの議案第23号と同じく、地方財政法に基づいて議会の議決を要するためでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第24号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第24号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第29、議案第25号 平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて】

○議長（藤原幸作） 日程第29、議案第25号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第25号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

議案第25号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業化特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、

地方財政法第6条の規定により、平成19年度潟上市一般会計から349万4,000円以内を繰り入れる。

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

これにつきましても前2案と同様、地方財政法第6条に基づいて議会の議決を要するために提案した次第でございますので、宜しくご審議願いたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第25号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第25号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第30、議案第26号 平成19年度潟上市一般会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第30、議案第26号、平成19年度潟上市一般会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第26号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第26号の平成19年度潟上市一般会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

それで、本案につきましては、先の予算内示の際に予算概要と致しましてこれを議員の皆さんに配布し、それで財政担当部長である私が読んで説明しております。それを踏まえてこのたびの提案理由については簡単にご説明してまいりたいと思っておりますので、その点何分ご理解願いたいと存じます。

まず、予算書の1ページでございます。

平成19年度潟上市一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ117億3,800万円で、前年度当初予算比として1億3,000万円、約1.1%の減額となっております。

この内容と致しまして、まず歳入予算についての主なものをご説明申し上げます。

予算書の15ページでございます。

1款市税は25億6,569万7,000円で、前年度比2億7,238万9,000円、約11.9%の増額で

あります。主なものは1項市民税で、国の三位一体改革による税源移譲により、前年度比2億5,047万8,000円、約27.6%増の11億5,936万円を計上しております。

続きまして19ページまで飛びます。

8款地方特例交付金は2,910万円で、前年度比2,090万円、41.8%の減額となっておりますが、従来の減税補てん分に対する特例交付が廃止されたことにより、平成19年度から3年間の経過措置分としまして特別交付金1,220万円を新たに計上しております。

9款地方交付税でございますが、53億8,080万円で、前年度比4,228万7,000円、約0.8%の減額となっております。このうち普通交付税につきましては49億8,720万円で、前年度当初交付額に比べ約4.5%の減額計上となっております。また、特別交付税につきましては3億9,360万円の計上となっております。

続きまして22ページからでございますが、13款の国庫支出金は総額と致しまして9億2,307万3,000円で、前年度比1,643万9,000円、約1.8%の増となっております。これにつきましては、合併市町村補助分で1億円の減額となっておりますが、その他の障害者福祉費負担金、それから児童手当負担金、生活保護費負担金、道路橋梁費補助金がそれぞれ増となったものでございます。

続きまして24ページお願いします。

14款の県支出金につきましては、総額で8億1,375万5,000円で、前年度比1億7,439万3,000円、27.3%の増額となっております。この中で予算書の27ページにございますけれども、国体関連の交付金として8,805万8,000円が今回増となった主なる要因でございます。

それから30ページでございますが、17款繰入金のうち2項基金繰入金は2億6,969万4,000円で、前年度比6,430万6,000円、約19.3%の減額となっております。このうち財政調整基金が2億769万4,000円、地域福祉基金が6,000万円、宿泊施設運営振興基金繰入金が200万円となっております。なお、取り崩し後の残高見込額は財政調整基金が3億864万2,000円、地域福祉基金が925万円、宿泊施設運営振興基金が1,080万5,000円となっており、その他の特定目的基金等を合わせた総額では約8億6,000万円となっております。

続きまして31ページご覧になってください。

18款の繰越金については2億円で、前年度と同額の計上としております。

続きまして34ページお願いします。

20款市債でございますが、5億2,650万円でございます。クリーンセンター排ガス冷却塔および空気予熱機等更新工事に伴う衛生費の減や臨時財政対策債および減税補てん債の減などにより、前年度比で2億6,590万円、約33.6%の減額となっております。今年度の主なものと致しましては、道路改良事業債として4,710万円、臨時財政対策債として4億7,540万円などとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出予算について経常的経費以外の主なものをご説明申し上げます。

まず36ページでございますが、2款総務費は総額で12億3,184万8,000円で、人件費等の減により前年度比3,873万2,000円、約3%の減額となっております。この中で選挙経費を含めてそれ以外の市マイクロバス購入費が42ページに掲載してございますけれども778万9,000円、それから市長交際費を50万円、議長交際費を20万円、それぞれ減額計上したものでございます。

続きまして61ページになります。

3款の民生費につきましては、総額では37億301万円で、障害者福祉費、62ページに掲載してございます。それから70ページの児童手当費および77ページの生活保護費などの増により前年度比8,606万9,000円、約2.4%の増となっております。これは制度改正等に伴うものが主なる要因でございます。

それから79ページですが、4款の衛生費の総額は8億3,207万6,000円で、これについては前年度比2億4,527万円、約22.8%の減額となっております。その減額の理由は、先ほど歳入の市債で申し上げたとおりでございます。

続きまして91ページでございます。

91ページからでございますが、6款の農林水産業費の関係でございます。総額で3億7,339万8,000円でございます。これは種苗交換会開催等が終わりました関係で6,181万5,000円、約14.2%の減額となっております。

続きまして102ページでございます。

8款の土木費の総額でございますが、11億7,780万2,000円で、これについては道路台帳作成業務、豪雪に伴う道路等の維持補修工事費等の減により前年度比で6,641万2,000円、約5.3%の減額となっております。主なものと致しましては、追分下出戸線の補修工事費として105ページに掲載してございます。これが1,826万8,000円、それから同じく105ページに街道下線改良工事1,561万3,000円、それから107ページに掲載してござい

ますが、上段の方ですが、都市計画基本方針作成委託料1,574万8,000円などとなっております。

続きまして109ページでございます。

9款の消防費の総額は7億9,390万1,000円で、これは湖東地区および男鹿地区の消防一部事務組合の負担金および防災計画作成費等の減により、前年度比3,065万6,000円、約3.7%の減となっております。

それから主なものとしては、先ほど市長の施政方針の中でも述べたとおりでございます。

それから、112ページお聞き願いたいと思います。

教育費の方に入りますが、10款の教育費は総額で14億930万4,000円で、国体関連経費の増などにより前年度比1億5,542万8,000円、約12.4%の増額となっております。主なものと致しましては、137ページに国体関連経費の分を計上してございます。そのほか飯田川小学校の階段昇降機の設置工事費として672万円計上してございます。

続きまして139ページでございます。

139ページ、12款公債費の総額は18億3,076万7,000円で、前年度比6,707万9,000円、約3.8%の増額となっております。

なお、市債の残額見込額は約137億円であり、前年度比で約10億円減少する見込みとなっております。

なお、予算書の9ページの第2表におきましては、特別養護老人ホーム松恵苑整備事業補助金にかかわる債務負担行為を、期間平成20年度から平成28年度まで、限度額2,700万円として計上しております。

また、第3表におきましては、このたびの歳入の市債にかかわる目的、借入条件等を計上しておりますので、あわせてご審議のほどを宜しくお願い申し上げまして説明と致します。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第26号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第26号については、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

【日程第31、議案第27号 平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）

について】

○議長（藤原幸作） 日程第31、議案第27号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第27号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第27号について、ご説明致します。

この議案につきましては、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

予算書の153ページお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億7,645万5,000円で、これにつきましては前年度当初予算比で3億7,144万3,000円、約11.6%の増額となっております。この増となった主なものと致しましては、保険給付費が22億9,384万7,000円、老人保健拠出金が5億7,000万円、共同事業拠出金が4億3,794万5,000円、これらが主なものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第27号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第27号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第32、議案第28号 平成19年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第32、議案第28号、平成19年度潟上市老人保健特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第28号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第28号について、ご説明致します。

平成19年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

予算書の181ページお開き願いたいと存じます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億8,850万7,000円とするもので、前年度当初予算比では1億1,242万4,000円、約3.1%の減額となっております。

この予算の主なものと致しましては、医療給付費で34億3,172万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第28号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 185ページなんですけれども、歳出の方で前年度に比べて本年度が大分減っている主な理由というのはなんでしょうか。

○議長（藤原幸作） 宮田課長。

○市民課長（宮田隆悦） それでは11番藤原議員の方にお答え致します。

医療費の減っている一番の原因は老人医療の人数が減っている原因が主でございますので、ひとつ宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第28号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第33、議案第29号 平成19年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第33、議案第29号、平成19年度潟上市介護保健事業特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第29号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第29号について、ご説明致します。

平成19年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

当初予算書の191ページお開き願いたいと思います。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億5,738万8,000円で、前年度当初予算比7,552万8,000円、約3.6%の増額となっております。

また、今年度より新たに介護サービス事業勘定が設けられ、この予算書のところに数字が第1条のところに2つついております。この2つめのところですが、この歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,414万2,000円となっております。歳出の主なものと致しましては、保険給付費として20億2,666万5,000円、介護認定審査会費3,129万8,000円、地域支援事業費5,752万8,000円などとなっております。

以上で議案第29号の説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第29号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第29号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第34、議案第30号 平成19年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第34、議案第30号、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第30号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案30号は、平成19年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

予算書の229ページお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,405万6,000円で、前年度当初予算比で5万円、約0.1%の増額となっております。

この歳出の主なものは、業務費として330万1,000円、公債費として1,986万円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第30号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第30号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第35、議案第31号 平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第35、議案第31号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第31号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第31号の平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

これについて、ご説明致します。

ページは249ページになります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,922万8,000円で、これは前年度当初予算比では1,196万円、約8.7%の増額となっております。

主なものと致しましては、4地区の排水施設の施設管理費が2,954万9,000円、公債費が1億1,494万8,000円でございます。

なお、地方債の目的、借入条件等につきましては、予算書の252ページに計上しておりますのでご審議願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第31号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第31号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第36、議案第32号 平成19年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）につい

て】

○議長（藤原幸作） 日程第36、議案第32号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第32号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

議案第32号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

予算書の263ページお願い申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億7,124万円で、前年度当初予算比で1,472万8,000円、約0.9%の減額となっております。

主なものは、公共下水道事業費1億5,551万8,000円、特定環境保全公共下水道事業費3億5,760万4,000円、公債費8億9,618万4,000円であります。

なお、地方債目的、借入条件等につきましては、本予算書の266ページ、第2表地方債に計上致しておりますので、ご審議宜しくお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第32号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第32号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第37、議案第33号 平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第37、議案第33号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第33号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

議案第33号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

予算書の285ページご覧になってください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,032万2,000円で、前年度当初予算比322万1,000円、約13.7%の減額となっております。

主なものは、施設管理費として381万9,000円、合併処理浄化槽事業費1,487万7,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第33号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第33号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第38、議案第34号 平成19年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第38、議案第34号、平成19年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第34号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

議案第34号、平成19年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

本予算書の297ページお願い申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120万2,000円で、前年度当初予算比51万4,000円、約30%の減額となった予算でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第34号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第34号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第39、議案第35号 平成19年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第39、議案第35号、平成19年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第35号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

議案第35号、平成19年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

予算書の305ページお願い申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67万3,000円で、前年度当初予算比8万6,000円、約14.7%の増額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第35号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第35号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第40、議案第36号 平成19年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第40、議案第36号、平成19年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第36号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

議案第36号、平成19年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

予算書の313ページご覧になってください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54万4,000円で、前年度当初予算比で2万1,000円、約3.7%の減額となった予算でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第36号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第36号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第41、議案第37号 平成19年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第41、議案第37号、平成19年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第37号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

議案第37号、平成19年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

予算書の321ページになります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51万7,000円でございます。前年度当初予算比で21万1,000円、約29%の減額となった予算でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第37号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第37号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第42、議案第38号 平成19年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）につ

いて】

○議長（藤原幸作） 日程第42、議案第38号、平成19年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第38号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第38号について、ご説明致します。

平成19年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男でございます。

予算書の329ページお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,105万4,000円で、前年度当初予算比では259万円、約11%の減額となった予算でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第38号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第38号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第43、議案第39号 平成19年度潟上市水道事業会計予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第43、議案第39号、平成19年度潟上市水道事業会計予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第39号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。鑑助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案について、ご説明致します。

議案第39号、平成19年度潟上市水道事業会計予算（案）について。

別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男。

議案第39号につきましては、予算書の339ページご覧になってください。

収益的支出予定額が5億5,598万7,000円、それから340ページに掲載されております資本的支出予定額が3億2,928万2,000円、合わせて8億8,526万9,000円の支出予定額と

なっております。

主なものは、計装設備更新工事として4,841万1,000円、1項浄水場排水ポンプ設備更新工事として3,570万円などであります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第39号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第39号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第44、議案第40号 市道路線の廃止及び認定について】

○議長（藤原幸作） 日程第44、議案第40号、市道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第40号について、当局より提案理由の大綱説明を求めます。伊藤産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 議案第40号の提案理由の大綱説明の前に、皆さんに配布してあります資料を確認したいと思います。

青色の本と、それから薄青色というか、一番上の方に廃止する路線と書いてございますけれども、この中の中ほどに黄色い中表紙がございます。その中に認定する路線が記載されておりますので、それらを見て参考にさせていただきたいと思います。

それでは議案の大綱説明に入りたいと思います。

議案第40号、市道路線の廃止及び認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）の第10条第1項および第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、および認定する。

- 1 廃止する路線 別冊のとおり
- 2 認定する路線 別冊のとおり

平成19年2月22日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、旧3町が合併により異なっていた旧町の仕様を統一するため、一たん全路線を廃止し新たに認定する必要があるもので、道路法第10条第3項および第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この路線の廃止、認定にかかわる道路台帳整備においては、旧3町それぞれ独

自の手法で行っていましたが、延長の計測の仕方や縮尺等の違いがあり、管理上、また交付税算定基準の上でも好ましくない状態でありましたことから、潟上市道路台帳作成業務を平成17年度・18年度の2か年事業で実施してまいりましたが、このたび統一した道路認定ができる状況に至ったことから提案した次第であります。

潟上市としての市道認定することから、旧町を連結する道路は1路線として、また、旧町時代に単線で認定を受けていた道路等についても、連続している路線については1つの路線としております。

以上のことから、旧路線は一たん全線廃止し、新たに統一した路線を認定するものであります。

概要について申し上げます。

まず初めに1級路線ですが31路線、延長51,906メートルを廃止し、新たに27路線、延長55,044メートルを認定するものであります。

2級路線は35路線、延長40,889メートルを廃止し、新たに27路線、延長41,184メートルを認定するものであります。

その他路線ですけれども、いわば集落内道路ですけれども887路線、延長287,291メートルを廃止し、新たに868路線、延長299,375メートルを認定するものであります。

合計しますと953路線、延長380,086メートルを廃止し、新たに922路線、延長395,603メートルを認定するものであります。

路線数は統一したことにより953路線から922路線と減っておりますが、延長で15,517メートルの増となっております。

新たに追加となった主な路線ですけれども、広域農道を初めとする農道関係が7路線で延長8,405メートル、開発行為等で市に帰属された路線が7路線で延長804メートル、議会で採択された路線が3路線で延長280メートルであります。

また、旧町で町道認定していて合併により台帳整備が間に合わなかった路線が8路線ございました。延長1,385メートルでありました。

新たに追加された路線数は合計25路線で、延長で15,517メートルの増となっております。

なお、詳細については別冊の資料を参考の上、それから資料等もつけてありますので参照にしてください。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第40号について、大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第40号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第45、発議第1号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてから 日程第48、発議第4号 潟上市議会事務局処務規定の一部を改正する規程（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第45、発議第1号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）から日程第48、発議第4号、潟上市議会事務局処務規定の一部を改正する規程（案）までを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第1号から発議第4号までの4議案について、一括して提出者より説明を求めます。5番澤井議員。

○5番（澤井昭二郎） 発議第1号から発議第4号までの提案理由を説明致します。

発議案の提出者は私、澤井昭二郎、賛成者は藤原幸雄議員、成田 進議員、西村 武議員であります。

お手元に配付しております、表紙が第1回潟上市議会定例会提出議案（発議第1号、2号、3号、4号）となっているものをご覧ください。

1ページをご覧ください。

潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてでございますが、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例が平成19年4月1日より施行されること、および地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要となるため、関係部分を改正するものです。

3ページをご覧ください。

潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要となるため、関係部分を改正するものです。

5ページの潟上市議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）について、7ページの潟上市議会事務局処務規程の一部を改正する規程（案）についても提案理由は同様でござ

います。

なお、発議案と一緒に新旧対照表もお手元に配付致しております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより発議第1号から発議第4号までの4議案について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより発議第1号を採決致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号を採決致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号を採決致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号を採決致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって発議第4号は、原案のとおり可決されました。

【日程第49、請願第1号 日豪EPA交渉に関する請願書 から 日程第54、陳情第5号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情】

○議長（藤原幸作） 日程第49、請願第1号から日程第54、陳情第5号までを一括議題とします。

請願・陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案されました請願第1号から陳情第5号については、去る2月20日の議会運営委員会において、お手元に配布の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号から陳情第5号については、各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、2月26日月曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞さまでございました。

午後 4時28分 散会